

長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の繁殖を抑制することにより、猫の殺処分数を減少させるとともに生活環境への被害を防止するため、予算の範囲内において、猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）に要する費用（以下「助成金」という。）の一部を助成することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる猫)

第2条 助成の対象となる猫は、飼い主（所有又は占有の意思をもって継続的に給餌等の世話をする者）のいない猫で、生後約6か月以上のもの（以下「猫」という。）とする。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所を有する団体（事務所を持たない団体にあつては代表者の住所が市内であるもの）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、手術に要した費用から第7条第1号に規定する自己負担額を控除した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) オスの手術の場合 1頭につき8,000円

(2) メスの手術の場合 1頭につき18,000円

(助成対象者の公募等)

第5条 市長は、助成対象者を公募するものとする。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、次に掲げる事項について市長に申込みをしなければならない。

- (1) 氏名又は代表者名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 手術を受けさせたい猫の生息する場所
- (5) 手術を受けさせたい猫の頭数

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、同項第4号に規定する手術を受けさせたい猫の生息する場所における猫による被害に関する苦情の件数及び同項第5号に規定する猫の頭数を考慮し、必要に応じて実施する現地調査により助成対象者の候補者を選定し、その結果を書面により通知するものとする。

(助成の申請)

第6条 前条の規定により助成対象者として適当であると認められた者であって、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長崎市猫不妊・去勢手術費助成申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、前条第3項の規定による通知をした日から起算して30日を経過する日とする。

3 規則第3条第1項第1号から第4号の2までに掲げる添付書類は、同条第2項の規定により、省略するものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、暴力団等の排除に関する誓約書(第2号様式)とする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号に規定する市長が必要があると認める事

項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者が、第4条に規定する助成金の額を除き1頭当たり2,000円の費用を負担すること。
- (2) 申請者が、手術完了の日から2年間は、本市が行う事業効果測定のための猫の生息状況調査に協力すること。

(手術の実施等)

第8条 手術の実施の際は、原則として申請者自ら猫を捕獲し、その手術を行う獣医師（公益社団法人長崎県獣医師会長崎支部（以下「県獣医師会」という。）が指定する獣医師及び本市と猫不妊・去勢手術費助成事業の実施に関し協定を締結した獣医師をいう。以下同じ。）が勤務する飼育動物診療施設その他適切に手術を実施できる施設に搬送するとともに、手術後は、手術前に生息していた場所へ送還するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、捕獲器の貸出しその他の支援を行うものとする。

- 2 前項の手術の際は、申請者は、獣医師に規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を提示するとともに、猫不妊・去勢手術依頼書（第3号様式）を提出しなければならない。

(実績報告の特例)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、手術後に獣医師が申請者に発行する猫不妊・去勢手術済証明書（第4号様式）をもってこれに代えることができる。

- 2 規則第12条の期日は、手術完了の日から起算して30日以内とする。ただし、手術完了の日以後に減額の交付決定を受けたときは、その交付決定の日から起算して30日以内とする。
- 3 助成金の実績報告に添付する書類は、規則第12条の規定にかかわらず

ず、獣医師が発行する第7条第1項に規定する自己負担額の領収書の写しとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱の規定は、令和5年度以後の猫の不妊又は去勢手術に要する費用に係る助成について適用し、令和4年度分までの同費用に係る助成については、なお従前の

例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第1条の規定は告示の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱の規定は、令和8年度以後の猫の不妊又は去勢手術に要する費用に係る助成について適用し、令和7年度分までの同費用に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

長崎市猫不妊・去勢手術助成申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者

住所

氏名（代表者名）

電話

次のとおり、飼い主不明の猫に不妊・去勢手術を受けさせたいので、不妊・去勢手術費の助成を申請します。

1 生息場所

2 手術予定頭数

オス	8,000 円 ×	頭 =	円
メス	18,000 円 ×	頭 =	円
合 計			円

第2号様式（第6条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

私は、 年度長崎市猫不妊・去勢手術費助成事業の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 私は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。

ア 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 私は、補助事業を行うにあたり、上記アからウに掲げる者と契約を締結しません。

氏名	フリガナ	生年月日	住所

第3号様式（第8条関係）

猫不妊・去勢手術依頼書

年 月 日

様

住所

氏名

次の猫について、1頭につき2,000円を自己負担しますので、不妊・去勢手術を依頼します。なお、手術等に関し生じた事故等については、意義申し立てをいたしません。

番号	—
性別	

手術後、猫不妊・去勢手術済証明書（第4号様式）により、当該依頼の猫の手術を済ませたことについて証明をお願いします。

備考

- 1 本依頼書は、手術を依頼する猫1頭につき1部とする。
- 2 番号欄は、助成決定の合計の手術予定頭数に「-」（ハイフン）で区切り、手術を依頼する順に1から通し番号を記入すること。
- 3 性別欄は、手術を依頼する猫の性別が不明な場合は、不明と記入すること。

第4号様式（第9条関係）

猫不妊・去勢手術済証明書

年 月 日

様

住 所

病院名

獣医師名

電 話

次の猫（不妊・去勢）手術を実施したことを証明します。（不妊か去勢か
どちらかに○を付けてください。）

写 真 貼 付